平成31年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

13 府 省 庁 名 経済産業省 No 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他(対象税目) 要望 探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除の拡充及び延長 項目名 ・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 要望内容 国内鉱業者等が、探鉱するための費用の一部を準備金として積み立て、その準備金を実際に探鉱費用に (概要) 充てた場合に、一定額の特別控除を認める鉱業所得の課税の特例制度。 特例措置の内容 鉱業所得の課税の特例制度の延長について法人税において、当該措置が認められた場合、法人住民税法 人割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。(租税特別措置法第58条、同法第59条、同法第 68 条の61、同法第68 条の62、同施行令第第34条、同施行令第35条、同施行令第39条の88、同施行令 第39条の89、同施行規則第21条の15、同施行規則第21条の16、同施行規則第22条の59において措置 された場合、国税との自動連動を図る。) ・延長及び拡充の内容 平成31年3月31日で適用期限の到来する本制度について、適用期限を3年間延長する。 また、国内鉱業者に準ずるものに係る要件について、国外子会社が保有する海外鉱山から我が国への鉱 石引取比率による要件を追加する。なお、引き続き国外子会社への出資比率についても、昨今の情勢を踏 まえて適切な割合を要件として求めることとする。 関係条文 地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号 減収 [初年度] 130 (10,756) [平年度] 227 (10,756) 見込額 「改正増減収額) -(単位:百万円) (1)政策目的 要望理由 石油・天然ガス及び金属鉱物資源等は、国民生活や産業基盤に様々な形で活用される重要な基礎物資で あり、現代社会では必要不可欠なものである。しかしながら、資源の乏しい我が国はそのほとんどを海外 から輸入していることに加え、国際市況の不安定化、探鉱・開発の複雑化・高度化、供給国の政情不安等、 極めて脆弱な供給構造を抱えている。こうした脆弱性を克服するため、石油・天然ガス及び金属鉱物資源 等の長期かつ持続的に安定供給を確保する。 (2)施策の必要性 本制度は、事業の継続(石油・天然ガス、金属鉱物資源等の採掘)に伴って鉱床が減耗していくという 鉱業の特殊性に鑑み、鉱業所得等の一定率を探鉱準備金に繰り入れた後、探鉱費への支出を条件に所得控 除を認めることで、操業に伴い減耗していく鉱床を新たな探鉱活動により補填(=鉱業資本を回収)する ことを可能とするものであり、我が国企業が継続的に探鉱・開発を進め、我が国への資源の安定供給を図 る上で必要不可欠な制度である。 石油・天然ガス及び金属鉱物資源等のほとんどを海外からの輸入に依存している我が国では、石油・天 然ガス及び金属鉱物資源等の長期にわたる安定供給を確保することが重要であり、我が国企業による自主 的な探鉱・開発を促進することが必要となるが、石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の探鉱・開発は巨額 の資金を要する上、近年、プロジェクトの複雑化・高度化が進んでいる。 例えば、石油・天然ガスは、2030年度時点でも一次エネルギー供給の約5割を占める重要なエネルギー 源であり、引き続き、石油・天然ガスに対する我が国企業による投資の維持・促進を図ることは重要であ る。

ページ

13 1

また、金属鉱物資源については、国内外での自動車の電動化や再生可能エネルギー・新エネルギー機器の普及により、様々な金属鉱物資源の需要の増加が見込まれる一方、最近の資源・エネルギー価格の不安定化や資源国における資源ナショナリズムの高まり、中国をはじめとする新興国企業による資源国への進出が活発化する中、我が国産業にとって必要不可欠な金属鉱物資源の安定供給確保は喫緊の課題である。このような背景の下、資源確保に向けた戦略的・総合的な取組の強化については、

- ・「第5次エネルギー基本計画」(平成30年7月3日閣議決定)
- ·「未来投資戦略 2018」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)
- ・「インフラシステム輸出戦略(平成30年度改訂版)」(平成30年6月7日経協インフラ戦略会議決定)
- ・「資源確保戦略」(平成24年6月パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合報告)

等において謳われているところである。金属鉱物資源については、国内外での自動車の電動化や再生可能 エネルギー・新エネルギー機器の普及により、様々な金属鉱物資源の需要の増加が見込まれる一方、最近 の資源・エネルギー価格の不安定化や資源国における資源ナショナリズムの高まり、中国をはじめとする 新興国企業による資源国への進出が活発化する中、我が国産業にとって必要不可欠な金属鉱物資源の安定 供給確保は喫緊の課題である。

「国内鉱業者に準ずるもの」は、平成25年度税制改正時に国内における金属鉱山の所有が大幅に減少していた状況に鑑み、国内鉱山は有していないものの、50%以上を出資する海外鉱山を持ち、社内等に鉱業を営む能力(鉱山操業の実績、設備、知見等)を有し、海外の生産子会社(海外鉱山)に役員及び技術者を派遣していることを要件に、海外探鉱準備金の対象者として追加されたものであるが、資源ナショナリズムの高まりや鉱山開発費用の高騰により、海外鉱山に50%以上出資することは、これまで以上に困難となりつつある。

一方で、海外探鉱準備金が鉱物資源の安定供給確保のため、海外における鉱物資源の自主開発を強力に 推進するという目的で創設されたことに鑑みれば、出資比率は低くとも、海外鉱山からの鉱石引取比率を 要件に加えた方が、更なる探鉱投資を誘導することにもつながり、我が国の資源の安定供給確保を強力に 推進することとなる。

本要望に 対応する 縮減案

ページ

13 2

政策の 遠成目標								
政策の 遠成目標	る政策目的の位 資源・燃料							
電等の適用又 に返長期間 技が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率 我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率 (金属鉱物資源にあっては自給率)の向上を図る。	政策の 開発比率 (金属鉱物資源にあっては自給率 ()) を引き上げる。 達成目標 自給率:金属需要に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地会	自給率:金属需要に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内						
同工の期间中	置等の適用又 平成 31 年 4 月 1 日 ~ 平成 34 年 3 月 31 日 (3 年間)	平成 31 年 4 月 1 日 ~ 平成 34 年 3 月 31 日 (3 年間)						
我が国の石油・天然ガスの安定供給を確保するため、2030 年までに自主開発比率 40%以上を達成する。 (石油・天然ガスの自主開発比率) 平成 25 年度 平成 28 年度 23.3% (達成率 58.3%) 27.4% (達成率 68.5%) (非鉄金属) 我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、自主開発鉱石の輸入を推進する(鉱物資源(ベースメタル)の自給率を 2030 年までに 80%以上に引き上げる。)(鉱物資源 (ベースメタル)の自給率 1 平成 25 年度 55.2% (達成率 69.0%) 49.8% (達成率 62.3%) 平成 27 年度以降、品位低下により我が国製錬所への受け入れ基準を満たさなくなり、鉱石引取権はあるものの輸入できなくなった自主開発鉱石が増加したため、直近の自給率が低下している。 (ウラン) 我が国の資源安定供給を確保するため、ウラン鉱山の自主開発比率を高める。(ウランの自主開発比率) 平成 25 年 平成 28 年 18.5% 38.3% (鉄鉱石) 我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、中期的に自主開発比率を 30%程度に上昇させる。(鉄鉱石の自主開発比率) 平成 25 年 平成 28 年 17.6% (達成率 58.7%) 12.5% (達成率 41.7%) (石炭) 我が国の石炭安定供給を確保するため、2030 年において中期的に自主開発比率 60%以上を目指す。 (石炭の自主開発比率) 平成 26 年度 平成 28 年度 54.9% (遺成率 91.5%) 61.1% (達成率 101.8%) 28 年度は 61.1% となったが、引き続き自主開発比率を維持し 2030 年において 60%以上達成		開発比率						
	我が国の石油・天然ガスの安定供給を確保するため、2030年までに自主開発比率 40% 成する。 「石油・天然ガスの自主開発比率 平成 28 年度	源(鉱下 立 せ も ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま						

1 3

3

ページ

今後、国内案件に加えて、東南アジア、北海等において石油・天然ガスの探鉱が行われる見込みであり、年度当たり数件の申請が見込まれる。 また、既存案件の他、数件の銅及びレアメタル等の探鉱(チリ、ペルー、豪州、カナダ等)が行われる見込みであり、年度当たり数件の申請が見込まれる。 本措置により、探鉱開発投資が促進されることで自主開発比率の向上につながり、我が国石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の安定供給確保に寄与する。石油・天然ガスの自主開発比率は、平成28年度には27.4%と順調に伸びており、本税制による措置は有効であると考えられる。また、延長及び拡充の結果、今後も本制度の活用による自主開発比率の維持・向上が見込まれる。金属鉱物における取崩額に対する探鉱投資額の比率は、概ね8割程度となっている。また、我が国の鉱物資源(ベースメタル)の自給率は平成28年度49.8%であり、品位低下により我が国製錬所への受け入れ基準を満たさなくなり、鉱石引取権はあるものの輸入できなくなった自主開発鉱石が増加したため、直近の自給率が低下したものの、中長期トレンドでは上昇傾向を
油・天然ガス及び金属鉱物資源等の安定供給確保に寄与する。 石油・天然ガスにおける取崩額に対する探鉱投資額の比率は概ね4割程度となっている。また、石油・天然ガスの自主開発比率は、平成28年度には27.4%と順調に伸びており、本税制による措置は有効であると考えられる。また、延長及び拡充の結果、今後も本制度の活用による自主開発比率の維持・向上が見込まれる。 (手段としての有効性) 金属鉱物における取崩額に対する探鉱投資額の比率は、概ね8割程度となっている。また、我が国の鉱物資源(ベースメタル)の自給率は平成28年度49.8%であり、品位低下により我が国製錬所への受け入れ基準を満たさなくなり、鉱石引取権はあるものの輸入できなくなった自主開発鉱石が増加したため、直近の自給率が低下したものの、中長期トレンドでは上昇傾向を
示しており、本制度は有効であると考えられる。また、本制度の延長及び拡充により、自給率 は更に向上すると見込まれる。
当該要望項目 以外の税制上の 支援措置 支援措置
(1) 石油・天然ガス ・(独) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外探鉱等事業への出資 【平成 30 年度予算額: 414 億円】 (2) 金属鉱物・ウラン の要求内容 及び金額 ・(独) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外探鉱等事業への出融資 【平成 30 年度予算額: 96 億円】 ・(独) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外ウラン探鉱支援事業(補助金) 【平成 30 年度予算額: 3 億円】
相当性 上記措置は、出資等によってリスクマネーを供給することを通じて資源開発案件を直接的に支援し、我が国の資源確保の安定化を図るものである。
補助金等の予算措置は、申請から交付に至るまでの時間を要するとともに交付決定がなされるかどうか不確実で予見可能性が低い。一方、本制度は税法上の要件を満たすことによって利用できる制度であり、準備金から探鉱費を支出することにより、特別控除が受けられることから、企業の探鉱投資を誘導、促進させる制度として補助金等よりも中立で予見可能性があることから、政策手段として的確。また、本制度は鉱業の特殊性に鑑み、探鉱費への支出を条件に所得控除を認めるものであり、我が国企業が継続的に探鉱・開発を進め、我が国への資源の安定供給を図る上で必要不可欠な制度であるとともに、鉱山操業の持続により地域経済、雇用の維持も図られることから、国民の納得できる必要最小限の措置となっている。なお、自主開発比率等は長期的には増加傾向にあるものの、開発から時間が経過し、例えば、非鉄金属鉱山では品位の低下により輸入できなくなった。自主開発鉱石が増加傾向にあるなどの懸念があることから、石油・天然ガス及び金属鉱物資源の安定供給を確保するためには、本制度により企業の探鉱投資を誘導・促進することで、2030 年に向けて引き続き自主開発比率等の向上を図ることが必要。
· · ·

	I									
	適用数(単位:件数)									
		平成	平成	平成	平成	平成	平成29			
		24	25	26	27	28	年度			
	切が進供人口は	年度	年度	年度	年度	年度	見込			
	探鉱準備金又は 海外探鉱準備金	42	42	40	36	29	35			
	新鉱床探鉱費又は 海外新鉱床探鉱費	20	21	26	25	18	23			
	適用額(単位:億円)									
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 見込			
税負担軽減措置等の	探鉱準備金又は 海外探鉱準備金	776	652	693	465	685	614			
適用実績	新鉱床探鉱費又は 海外新鉱床探鉱費	258	302	230	147	232	203			
	減収額(単位:億円程度)									
	WWIXIX (TIE : I'M)	平成	平成	平成	平成	平成	平成29			
		24	25	26	27	28	年度			
		年度	年度	年度	年度	年度	見込			
	探鉱準備金又は 海外探鉱準備金	210	236	166	109	162	146			
	新鉱床探鉱費又は 海外新鉱床探鉱費	70	23	58	28	55	47			
	出典: 平成 24~28 年度:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省) 平成 29 年度見込み:前3 年度の平均値(推計)									
「地方税における	適用総額の種類:課税標準(所得)									
税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に 適用実績:法人住民税 2,807 百万円 法人事業税 7,949 百万円										
│ │ おける適用実績 │	出典:平成28年度5	地方税には	ける税負	!担軽減措	置等の適	用状況等に	に関する執	告書(財務省)		
出典: 平成 28 年度地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(財利 石油・天然ガスの自主開発比率は、平成 28 年度には 27.4%と順調に伸びており、延長 拡充の結果、今後も本制度の活用による自主開発比率の維持・向上が見込まれる。								おり、延長及び		
■ 税負担軽減措置等の適	鉱物資源(ベースメ							- •		
用による効果(手段と	製錬所への受け入れ基									
しての有効性)										
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,										
	しており、本制度は有効であると考えられる。また、本制度の延長及び拡充により、自給率は									
更に向上すると見込まれる。										
	我が国の国産を含む石油及び天然ガスを合わせた自主開発比率を 2030 年までに 40%以上に									
前回要望時の	引き上げるとともに、2030 年までにベースメタルの自給率 80%、レアメタル 50%等を達成す									
■ 前回安全時の ■ 達成目標	వ 。									
(土)从口1示										
ページ	ページ 13 5									
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \					•					

						- 4888				
		鉱山開発は初期探鉱から操業までに 10 年~15 年程度の期間を要する。また、鉱石等の輸入								
		量は景気動向により大きく左右されることから、自主開発比率は常に向上していくというわけではないが、長期的には着実に増加傾向にある。								
		自主開発比率・自然	給率の推移	(単位:%))		
				平成	平成	平成	平成			
				25 年度	26 年度	27 年度	28 年度			
		石油・天然ガス	自主開発比率							
		(注1)	(注2)	23.3	24.7	27.2	27.4			
		鉱物資源	自給率	55.2	54.9	50.5	49.8			
前回要望時が	\50	(ベースメタル)	(注3)							
達成度及び目		鉄鉱石	自主開発比率	17.6	17.2	17.2	12.5			
達していない		ウラン	自主開発比率	18.5	15.0	33.8	38.3			
由		.,,,,,	日土用光心卒	10.5	15.0	33.0	30.3			
		石炭	自主開発比率	54.9	60.9	63.1	61.1			
		(注 1) 石油・天然	ガスの自主開発比	率につい	ては、平原	太22年6	月のエネノ	レギー基本計画にお		
					い、原油	(輸入分) に加え、	原油(国産分)		
		•	輸入・国産分)を							
		(注2) 石油・天然			よギュヘコ	丽县 . 园	古生文里、			
		•	業の権益下にある。 天然ガスの輸入量			以重 + 国	小土 庄 里)			
		`			•	に占める	我が国行	企業の権益下にある		
			-					い地金等の量を加え		
		たものの割合。			, , , , ,	100	,,,,			
			要望等の内容】							
		昭和40年度 「持		床探鉱費の)特別控除	,制度創	段 (3 年間	1)		
			<u> </u>	/NJ/NS/05=0	> 1.232331TL93	ונם/אלוניוי בי	1X (0 1 1 1 1	1)		
		昭和45年度 延	• ,							
		昭和45 年度 延長(1 年間) 昭和46 年度 延長(3 年間)								
		昭和49年度 延長(3年間)								
		昭和50年度 拡充(海外探鉱準備金及び海外新鉱床探鉱費の特別控除)								
		昭和51年度 縮減(準備金収入金額基準:15% 14%)								
		昭和52年度 延長(3年間)								
		縮泛	咸(準備金収入金	額基準:1	4% 13%)				
		昭和55年度 延	長(3年間)							
		昭和 58 年度 延	長(3年間)							
		昭和61年度 延	長(3年間)							
これまでの要	望経緯	平成 元 年度 延	長(3年間)							
		平成 4 年度 延長 (3年間)								
		平成7年度 延長(3年間)								
			長(3年間)							
			咸(準備金収入金	額基準:1	3% 12%)				
			長(3年間)							
			長(3年間)							
		平成 19 年度 延長 (3 年間) 平成 22 年度 延長 (3 年間)								
			長(3年間) なく国内統 署者 に	注ぎっ サヽ						
			充(国内鉱業者に 或(海外物館港供	-		104 4004	`			
		縮減(海外探鉱準備金所得金額基準:50% 40%)								
		平成 28 年度 延長 (3 年間) 拡充 (準備金積立据置期間の延長:3年 5年)								
	۸۰ ۰ ۰ ۱۱									
	ページ	13 6								